

再生可能エネルギー と非化石証書

2024年6月25日
グリーンピープルズパワー
竹村英明

目次

1、非化石証書とは何か

電気の非化石価値を証明するもの

FIT非化石、非FIT非化石（再エネ指定）、非FIT非化石（再エネ指定なし）

2、非化石価値は存在するのか

非化石価値とは？環境価値とどう違うのか？。

非化石価値は原子力発電や、ゴミ発電、巨大水力などの価値を含み広範囲となる。

3、非化石価値は何のために作られたのか

高度化法の義務達成市場のため。この市場は元々RPS法の目標達成のための制度。

FIT法ができてもRPS法は継続され、電気事業者の再エネ比率の目標がある。

4、温暖化対策法ができ、こちらの義務達成にも「非化石証書」を当てた

高度化法義務と温対法義務がオーバーラップ。

温対法義務には、J-クレジット、グリーン電力証書、海外クレジットなどが使える？

5、改めて「高度化法」市場とは

2030年に小売電気事業者に非化石比率44%を義務化

6、非化石価値取引市場の取引実態

今はほとんど取引されていない。やがて原発証書の高騰を期待？

継ぎ足し継ぎ足しの日本の制度

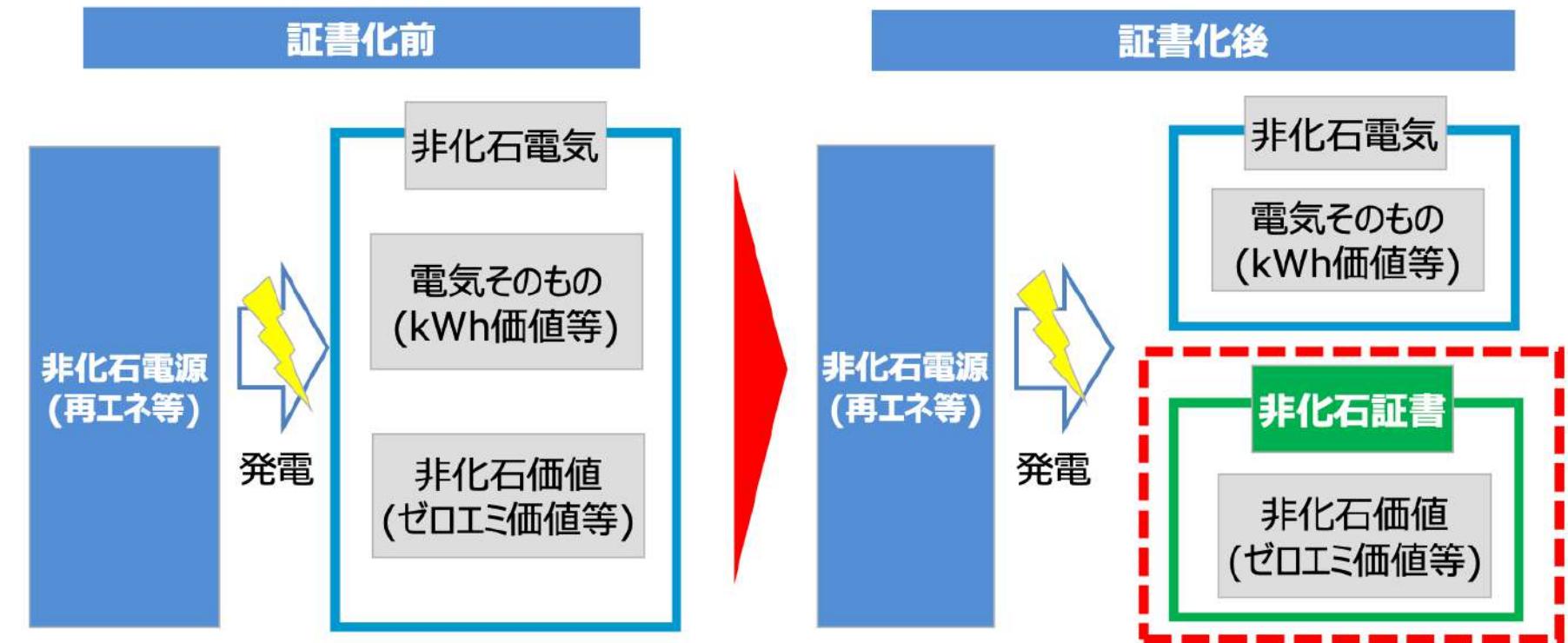
7、本来の環境価値に求められるもの

追加性、トレーサビリティ、大前提としての電源種別とその環境インパクト

GPP電気こそ、その要件を満たしているが・・・？

1、非化石証書とは何か

電気の非化石価値を証明するもの・・。「ゼロエミ価値」とも書いてある。



FIT、非FIT、再エネ指定あり、なし

非化石証書の種類と価値の一覧

【参考】電源構成等情報の表示に係る整理表（イメージ）（2/2）

		調達する電源種			
		①	②	③	④
非化石証書の使用	あり	FIT電気		FIT電気以外の非化石電源	
		再エネ	再エネ	実質再エネ + CO2ゼロエミ (※2・3)	①～③以外 JEPEX調達・火力など
		FIT非化石証書 非化石証書	再エネ 再エネ指定 なし	CO2ゼロエミ (※1・2)	CO2ゼロエミ (※2)
		再エネ指定 なし	CO2ゼロエミ (※1・2)	CO2ゼロエミ (※2)	実質CO2ゼロエミ (※2・4)
		なし		環境価値の訴求不可 (※5)	

2023年12月26日の制度設計専門会合の資料

左の項目の属性を正しく示すと「赤い枠」部分になる。

書いてる言葉の意味は、非化石電源に非化石証書を貼ると原子力も「実質再エネ」になると言うこと。

④では、石炭も「実質再エネ」にできると言うこと。

その難な振り分けの中、「証書なし」は一律に「環境価値の訴求不可」とされ、「環境価値」を持つ非FIT再エネが「再エネといえない」と言う不思議な制度になった。

- ※ 1:FIT電気については、
・1「FIT電気」であること、2FIT電気の割合、3FIT制度の説明、の3要件が必要。
- ※ 2:必要量の非化石証書を割り当て、CO2排出量がゼロとなるように調整した場合。
- ※ 3:環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これにFIT非化石証書又は再エネ指定の非FIT非化石証書を使用している旨の説明が必要。
- ※ 4:環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに再エネ指定なしの非FIT非化石証書を使用している旨の説明が必要。
- ※ 5:非化石証書以外の証書やクレジット等を用いた場合は、販売する電気そのものについて、環境価値の訴求はできないことに留意。また、「グリーン電力」、「クリーン電力」、「きれいな電気」その他これらに準ずる用語を、個別メニューや事業者の電源構成の説明に用いることは、環境価値の訴求に当たることにも注意が必要。ただし、小売電気事業者からの電気の購入に伴って、非化石証書以外の証書やクレジット等の価値が需要家にもたらされる場合は、販売する電気そのものの環境価値ではない旨を明示した上で、当該非化石証書以外の証書等の価値を訴求することは妨げられないことに留意。

2、非化石価値は存在するのか

非化石価値とは？環境価値とどう違うのか？

- 現行の非化石価値取引市場は、再エネ価値を取引する再エネ価値取引市場と、高度化法義務の達成に向けた取引が行われる高度化法義務達成市場に分かれる。
(「非化石価値取引について」資源エネルギー庁 2023年9月11日)

非化石価値？再エネ価値？環境価値？日本では「定義が曖昧なまま」呼び名が濫造されている。

環境価値の中には大気汚染などの環境汚染しないとか、環境破壊をしない、あるいは地域資源活用（ご当地性）などがあるが、とりあえず、この資料で示す価値は「温室効果ガスを出さない」と言う価値とする。国際的なRE100の考え方もそうであり、そこで使われる共通の価値を「環境価値」と呼ぶ。RE100で求められるのは、この「環境価値」の発電種別＝再エネであり、発電方法を確かめることができるトラッキングと追加性である。

トラッキング：非化石価値の属性情報(ex. 電源種、所在地)を非化石証書に付与すること。

追加性：その発電所を作ることで、新たな温室効果ガスの削減を生み出せること。古い発電所には一般的に追加性は認められない。

非化石価値は原子力発電や、ゴミ発電、巨大水力などの価値を含み、かなり広範囲であり、「環境価値」とはかなり異なる。

RE100の対象は再エネのみ

RE100 は以下のエネルギー源からの発電について再生可能と認めている:

- 風力;
- 太陽;
- 地熱;
- 持続可能に調達したバイオマス(バイオガスを含む); そして
- 持続可能な水力.

RE100 は水素についてこのリストには含めない。なぜなら、水素はエネルギー源ではないからである。水素は製造されるエネルギー媒体であり、元となるエネルギー源がある。よって、水素は製造において再生可能エネルギーを使っている場合のみ再生可能となる。同様に、RE100 はエネルギー貯蔵もリストには含まない。なぜなら、エネルギー貯蔵はエネルギー源ではないからである。

バイオマスと水力からの再エネ電力は、持続可能に発電された場合のみ、脱炭素化において一定の役割を果たすことができる。RE100 はバイオマスと水力について、持続可能な場合のみ再生エネ電力として認める。RE100 は、この持続可能性について第三者検証(third-party certification)によって証明されていることを推奨する。

RE100

CLIMATE GROUP



RE100 技術要件

出版日: 2022 年 12 月

翻訳出版日: 2023 年 2 月

「非化石価値」は、地球温暖化防止のための「温室効果ガス削減」のための市場を混乱させている。

原子力発電や、ゴミ発電、巨大水力などの価値を「温室効果ガス削減」価値として世界に認めさせようとしている？

3、非化石価値は何のために作られたのか

【参考】非化石価値取引市場の創設背景と意義

第4回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース
(2021年2月3日) 資料7-1より一部改

2016年：高度化法目標見直し

※エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の効的な利用の促進に関する法律

□ 非化石電源比率目標（2030年度）

✓ 小売電気事業者（大手電力・新電力）：44%以上（再エネ+原子力）

→ 非化石電源を持たない事業者や取引所取引の割合が高い新規参入者にとって目標達成は困難

2017年2月：非化石価値取引市場創設を決定

非化石価値取引市場の意義

□ 非化石電源の価値を顕在化し取引可能に。

→ 小売電気事業者の非化石電源調達目標（2030年度44%）の達成を後押し

※ 電力需要家にとって、①消費電力の非化石化や②FIT賦課金の軽減（FIT非化石証書の売上を活用）、発電事業者にとって、③非化石電源の設備投資等への活用などの利点あり。

需要家からの意見を受けた制度見直し

需要家からの主要意見

□ 國際的に認められる非化石価値を少しでも安く調達したい。

□ 需要家が直接非化石証書を購入できるようにしてほしい。

□ 環境価値の由来である発電所のトラッキングができる証書がFIT非化石証書のみとなっている。

2021年11月：再エネ価値取引市場の創設

見直し後の内容

□ 最低価格を1.3円/kWhから0.3円/kWhに大幅に引き下げ。

□ 需要家・仲介事業者の市場参加が可能に。

□ FIT証書に対して全量トラッキング化。

電力の全面自由化が始まった2016年に、高度化法により、小売電気事業者における2030年の「非化石電源比率目標」が44%以上と定められた。

（RPS法の延長？）

非化石電源とは原子力と再エネ。

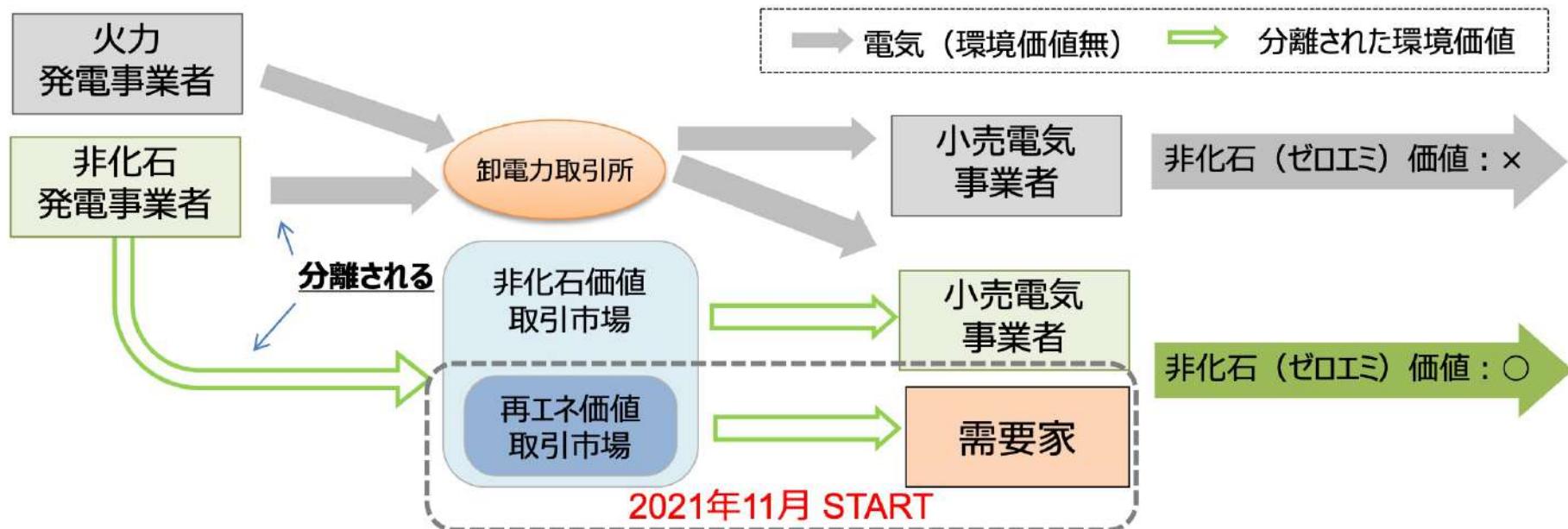
2017年に、非化石電源をほとんど持たない新電力等が調達できるように「非化石価値取引市場」が創設された。原発の非化石価値が組み込まれたのが特徴。

しかし2021年11月に「再エネ価値取引市場」が新たに創設される。

これは、もっぱらFIT再エネの環境価値取引のためのもの。

→ 小売電気事業者だけでなく、需要家も直接購入できるようになった。

再エネ価値取引市場は非化石価値取引市場 =
高度化法義務達成市場とは分離された。

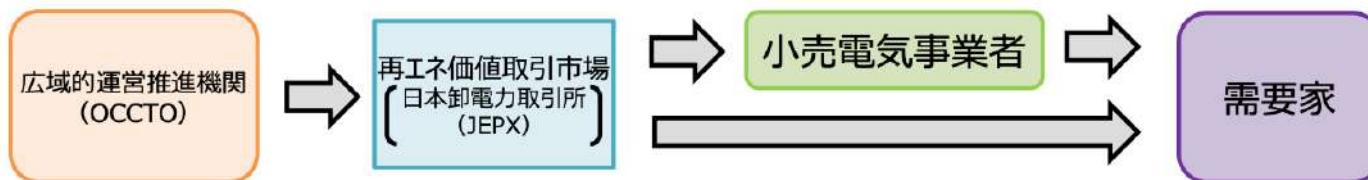


再エネ価値取引市場とは
令和3年7月 資源エネルギー庁

【参考】非化石価値取引市場の全体像

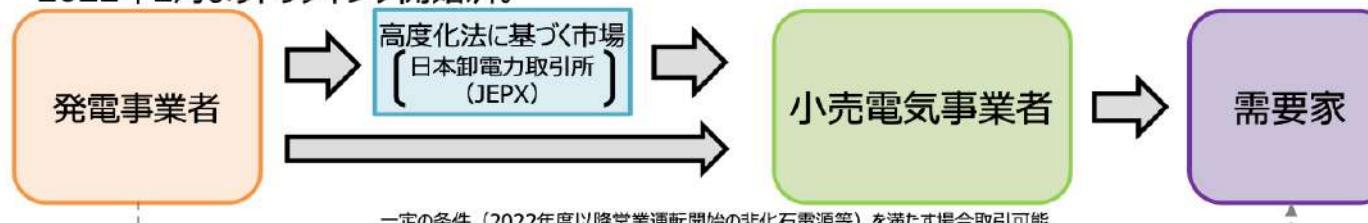
再エネ価値の取引【再エネ価値取引市場】

- RE100等の再エネ電気への需要家ニーズの高まりに対応するため、①需要家の直接購入を可能とし、②価格を引き下げることで、グローバルに通用する形で取引できる2021年11月に創設。
- 小売電気事業者及び需要家が購入可能
- 取引対象は「FIT電源」
- 2021年度から全量トラッキング※。（※RE100へ活用するためには、発電所の位置情報等のトラッキングが行われている必要があります。）



高度化法義務の達成【高度化法義務達成市場】

- 小売電気事業者が購入可能 ※一定の条件を満たす場合は、需要家は発電事業者から非FIT証書を直接取得することが可能。
- 取引対象は「非FIT電源」
- 2022年2月よりトラッキング開始済。



（「非化石価値取引について」資源エネルギー庁 2023年9月11日）

4、温暖化対策法ができ、こちらの義務達成にも「非化石証書」を当てた



温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度

Q 調整後排出量の調整に非化石証書を用いることができますか。

A 非化石証書は令和4年度報告（令和3年度実績分）から用いることができるようになりました。
算定方法の詳細は、算定・報告マニュアル第II編の下記の項目をご参照ください。
4. 調整後温室効果ガス排出量算定方法
④(エ) 非化石電源二酸化炭素削減相当量

(エ) 非化石電源二酸化炭素削減相当量

非化石電源二酸化炭素削減相当量とは、特定事業所排出者が調達した非化石証書の量に毎年度経済産業省及び環境省が公表する全国平均係数及び補正率を乗じて得られる二酸化炭素の量です。

調整後排出量の算定においては、非化石電源二酸化炭素削減相当量（「非化石証書の量」×「全国平均係数」×「補正率」）を、「電気事業者から小売供給された電気の使用に伴い発生する二酸化炭素の排出量」を上限に控除することができます。

(ア) 無効化された国内認証排出削減量

国内認証排出削減量とは、以下のいずれかに該当する量です。

- 国内クレジット制度において認証された温室効果ガスの量
- オフセット・クレジット（J-VER）制度において認証された温室効果ガスの量
- グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された二酸化炭素の量
- J-クレジット制度において認証された温室効果ガスの量
- 国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体が、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減し、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかつた場合は、認証をし、当該認証をした当該量の取得及び保有を適切に管理し、当該量を移転する場合にあっては当該移転を適切に管理する制度（認証に係る温室効果ガスの排出の抑制等に寄与した者又は当該認証に係る温室効果ガスの排出の抑制等を行った者と特別の利害関係を有する者が当該認証に加わらないものに限る。）

環境省 温室効果ガス排出量
算定・報告マニュアル(Ver5.0) (令和6年2月)
第II編 温室効果ガス排出量の算定方法

環境省の温室効果ガス算定・報告・公表制度

【特定事業所排出者】

全ての事業所のエネルギー使用量合計が原油換算※1 1,500kL/年以上の事業者が対象です。
具体的には以下の(1)～(4)のいずれかに該当する事業者です。※2

- (1) 省エネ法による特定事業者
- (2) 省エネ法による特定連鎖化事業者
- (3) 省エネ法による認定管理統括事業者又は管理関係事業者のいずれかであって、かつ、全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kL/年以上の事業者
- (4) 上記以外の事業者であって、かつ、全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kL/年以上の事業者※3

【特定輸送排出者】

- (1) 省エネ法による特定貨物輸送事業者
- (2) 省エネ法による特定旅客輸送事業者
- (3) 省エネ法による特定航空輸送事業者
- (4) 省エネ法による特定荷主
- (5) 省エネ法による認定管理統括荷主又は管理関係荷主のいずれかであって、かつ、貨物輸送事業者に輸送させる貨物輸送量が3,000万トンキロ/年以上の荷主
- (6) 省エネ法による認定管理統括貨客輸送事業者又は管理関係貨客輸送事業者のいずれかであって、かつ、輸送能力の合計が300両以上の貨客輸送事業者

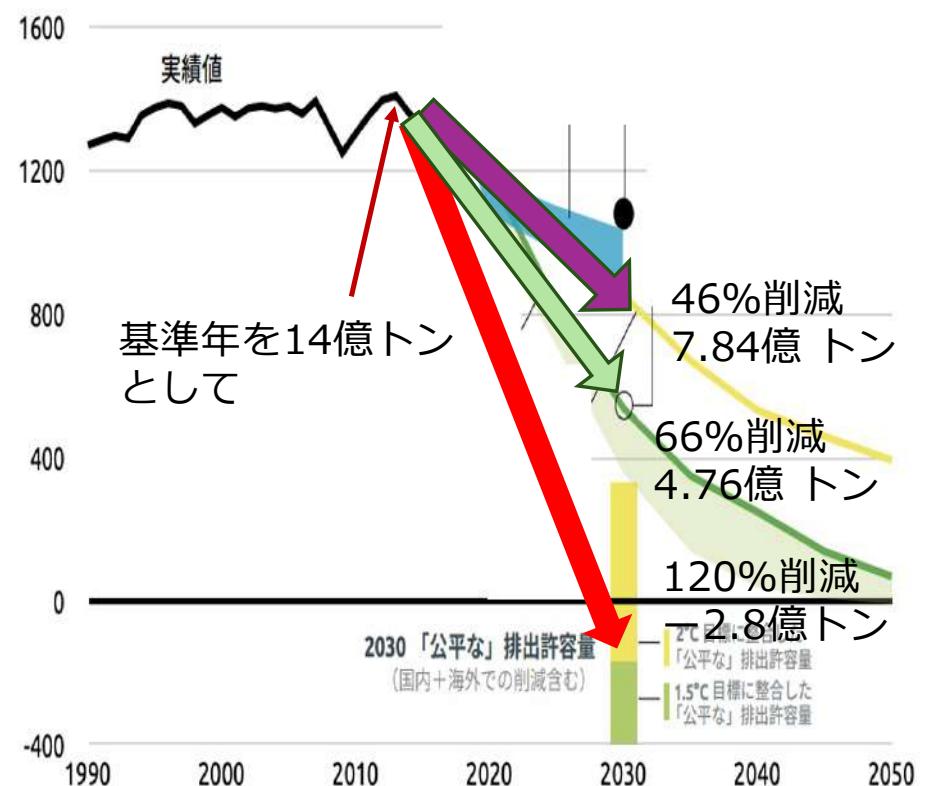
改正された地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、平成18年4月1日から、温室効果ガスを多量に排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられました。また、国は報告された情報を集計し、公表することとされています。

温暖化対策法の目標

日本は、2021年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明した。

これを踏まえ、2021年10月22日、地球温暖化対策推進本部（持ち回りにて開催）にて、「日本のNDC（国が決定する貢献）」を決定。

しかし、80%前後の諸外国の目標より低く、国内の市民団体等が求める66%よりも低い。途上国の発展のために温室効果ガスの排出を認めるなら、日本は100%以上の削減を求められ、120%の削減が必要。



5、改めて「高度化法」義務化市場とは

【高度化法の目標】

◆ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（平成28年4月1日施行）

- ① 電気事業者（小売電気事業者等のうち、小売供給に係る部分に限る。）は、非化石電源^{※1}比率を全体として44%以上とすることを目標とする。目標の共同達成も妨げない。
- ② 非化石電源の導入に資するよう、高効率化による発電による供給（他社からの調達を含む）に努める。

$$\text{非化石電源比率} = \frac{\text{平成42年度において供給する非化石電源による発電量}}{\text{供給するすべての電源による発電量}}$$

※1 原子力、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他自然界に存する熱、バイオマス）

※2 他者からの調達分は含み、他者への供給分は除く。

注：平成42年＝2030年

【高度化法の対象及び措置】

- **特定エネルギー供給事業者**：エネルギー供給事業者のうち、政令で定める者。電気事業者では前年度の電気の供給量が5億kWh以上の小売電気事業者等が該当。

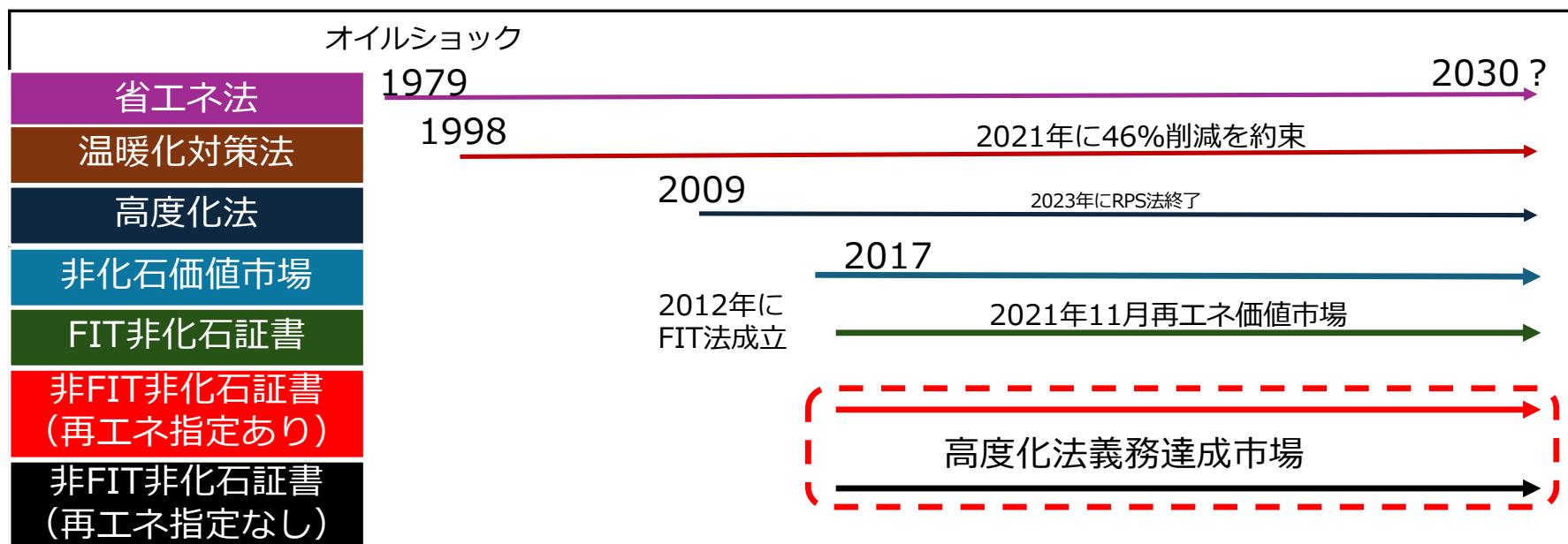
※特定エネルギー供給事業者に対する規定

- ✓ 非化石電源比率の目標達成のための計画の作成・経産大臣への提出の義務付け
- ✓ 非化石エネルギー源の利用の適確な実施の確保に必要な場合、判断基準を勘案し、経産大臣が指導及び助言
- ✓ 非化石エネルギー源の利用の状況が判断基準に照らして著しく不十分な場合、経産大臣が勧告・命令

※上記の施行に必要な限度において、経産大臣は、事業者に対し、電気の供給に関する事項、非化石エネルギー源の利用量、非化石エネルギー源の利用に関する設備の状況等その他の非化石エネルギー源の利用に関する事項の報告をさせ、または立入検査を行うことができる。

日本の政策は、継ぎ足しに次ぐ継ぎ足しで複雑になった

- 1、RPS→高度化法 電気事業者、ガス事業者などが対象（それも一定規模以上）の規制
 - 2、省エネ法 エネルギー使用者（工場や運輸等）への直接規制と、エネルギー効率
 - 3、温暖化対策法 2030年、2050年の温室効果ガスの排出削減目標を定める
- この三つの法律の目的は明らかにダブっている。



【参考】国内における証書・クレジット

第3回 海外メタネーション事業実現タスクフォース
(2022年7月13日) 資料1

筆者が追加

	FIT証書	非FIT証書 (再エネ指定)	グリーン 電力証書	グリーン 熱証書	J-クレジット (再エネ)	非FIT証書 (再エネ指定なし)
発行主体	電力広域的運営推進機関※国が認証	発電事業者 ※国が認証	証書発行事業者 ※第三者認証	証書発行事業者 ※第三者認証	経産省・環境省・農水省	発電事業者 ※国が認証
価値	再エネ	再エネ	再エネ	再エネ	温室効果ガス排出量の削減	原発・ゴミ発電 大型水力
購入者	電力小売・最終需要家	電力小売(一部相対のみ最終需要家)	最終需要家	最終需要家	電力小売・最終需要家	大手電力
取引方法	オークション	オークション、相対取引	相対取引	相対取引	相対取引、入札販売	オークション
取引形態	証書のみの取引	証書のみ又は電力取引とセット	証書のみの取引	証書のみの取引	クレジットのみの取引	事実上証書のみ
認証量	約1,100億kWh (2021年度分)	約770億kWh (2021年度分)	約54億kWh (累計値)	約3,497百万MJ (累計値)	約560万t-CO2 (累計値。国内クレジット・J-VERを含む。2022年3月時点)	約定量は3億kWh
用途	SHK制度でCO2削減量を利用可能 ・高度化法上の非化石比率の算定に利用 ・国の定める方法で算定されたCO2削減量を、SHK制度で利用可能 (電気事業者から供給された電気の使用に伴って発生するCO2排出量を上限に控除可能)	・高度化法上の非化石比率の算定に利用 ・国の定める方法で算定されたCO2削減量を、SHK制度で利用可能 (電気事業者から供給された電気の使用に伴って発生するCO2排出量を上限に控除可能)	証書のCO2排出削減価値を国が認証した上で、SHK制度で利用可能 (他者から供給された電気の使用に伴って発生するCO2排出量を上限に控除可能)	証書のCO2排出削減価値を国が認証した上で、SHK制度で利用可能 (他者から供給された熱の使用に伴って発生するCO2排出量を上限に控除可能)	SHK制度でCO2削減量に利用可能	高度化法市場の2030年に44%削減のために活用される。

6、非化石価値取引市場の取引実態

2021年から始まった非化石価値取引。

非FIT非化石（再エネ指定なし）の市場は、今のところ低調。

しかし2030年に向け、非化石比率44%の義務が小売電気事業者等、エネルギー事業者にかかる。2030年の達成に向けて、非FIT非化石（再エネ指定なし）＝原発証書が高値販売されるようになるのだろうか？

100万kWで1年に70億kWhとして、10機で700億kWh、それがバンкиングされると、2030年まで10年で7000億kWh。

今は1円/kWh程度だが、仮に5円/kWhに跳ね上がると・・・、3.5兆円！
これが電気料金に加算される。

容量市場の拠出金も大部分が大手電力に入り原発に流れる。

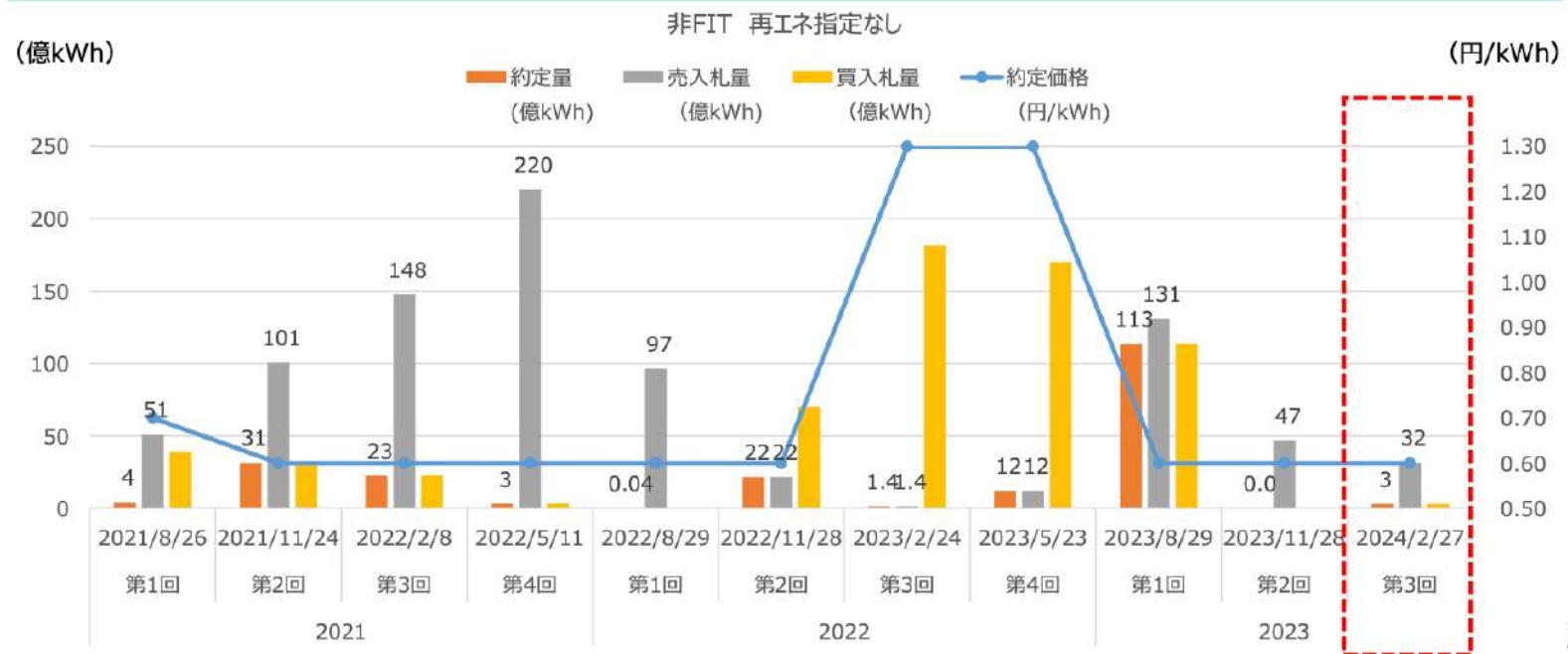
ベースロード電源市場に長期脱炭素電源市場・・・どこまで欲張るのだろう？

高度化法義務達成市場（非FIT再エネ指定なし）第3回オークション結果

- 第1回オークションでは、高度化法の対象事業者を中心に大口の入札が複数存在
(※1) したが、第2回オークションでは、そのような大口の需要がなくなったことで、買い入札が激減し (※2) 、約定量は僅かにとどまった。
- 第3回オークションでは、高度化法義務対象事業者による買い入札もあり、約定量は3億kWhとなった。

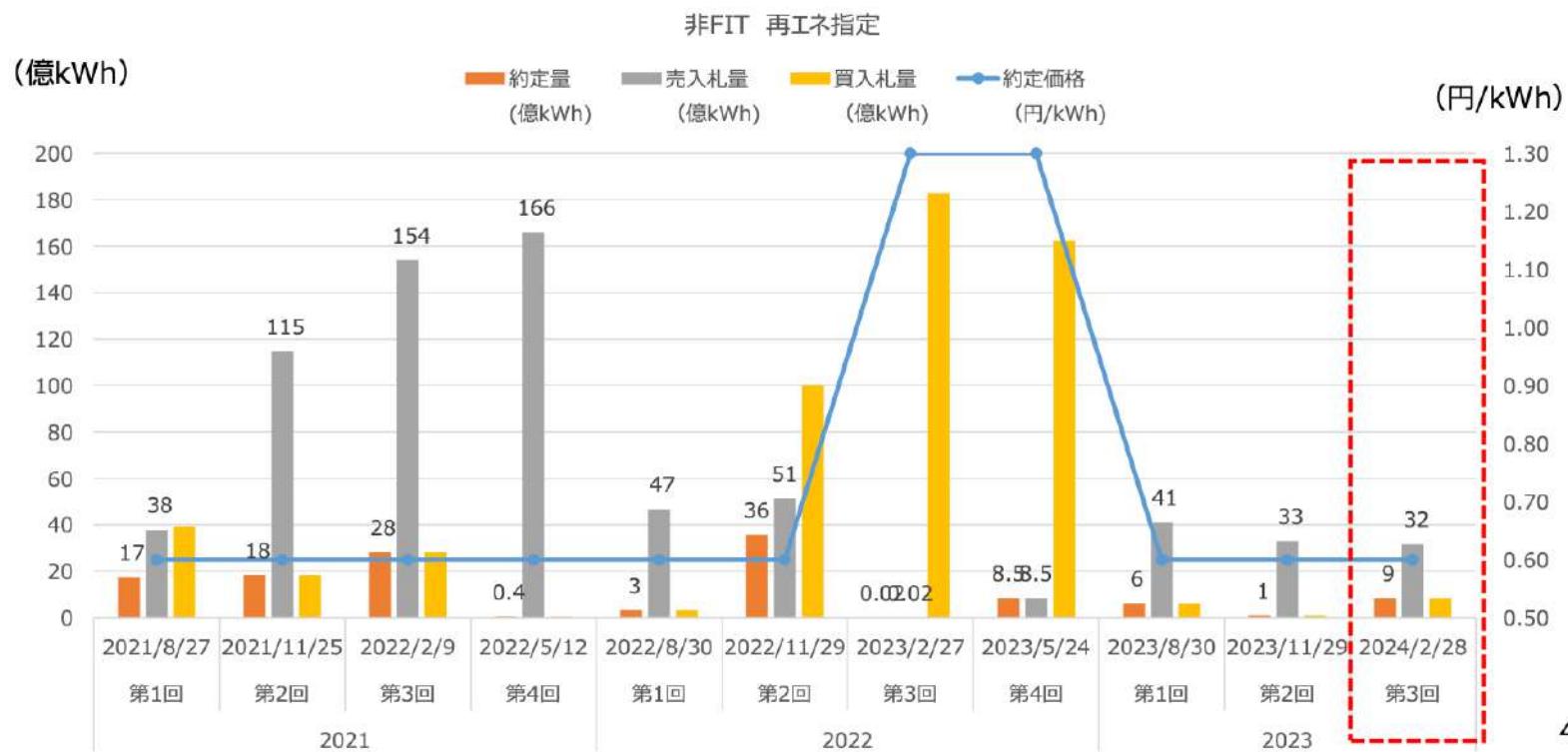
(※1) 9社により約110億kWhの買い入札が行われ、そのうち、高度化法の対象事業者は8社で買い入札量のほぼ全量を占めていた。

(※2) 買い入札は2社であったが、いずれも高度化法の対象外であった。



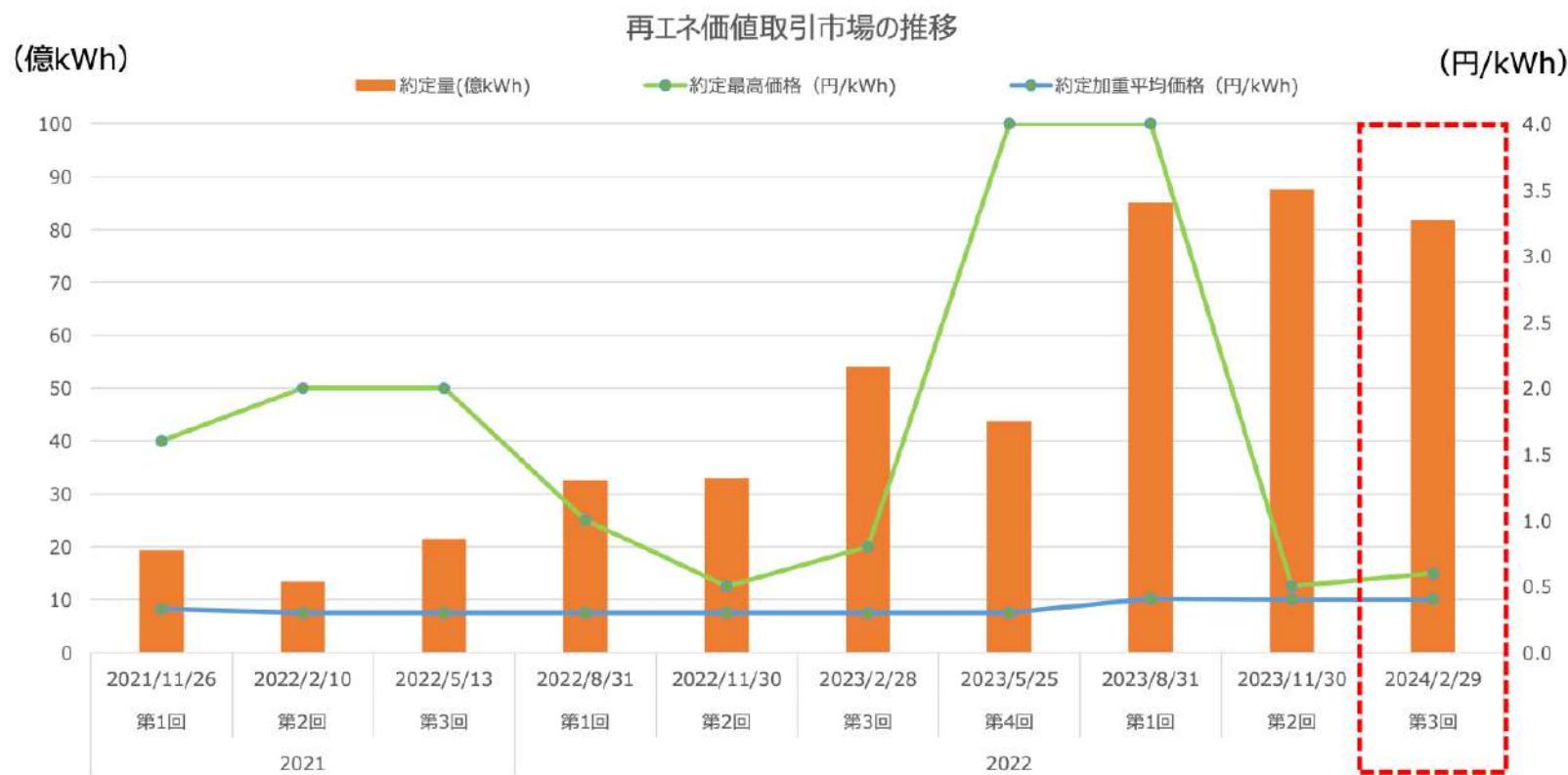
高度化法義務達成市場（非FIT再エネ指定あり）第3回オークション結果

- 第1回オークションでは高度化法の対象事業者を中心に買い入札量が約6億kWh（15社）あったが、第2回オークションでは、買い入札量が低下した結果、約定量は減少した。
- 第3回は、高度化法義務対象事業者を中心に、約定量は9億kWhとなった。



再エネ価値取引市場 第3回オークション結果

- 再エネ価値取引市場の約定量は第1回オークションから高水準で推移しており、第3回の約定量は約82億kWhとなった。また、約定加重平均価格については、これまでの傾向と同じく、最低価格水準（0.4円/kWh）となった。



5

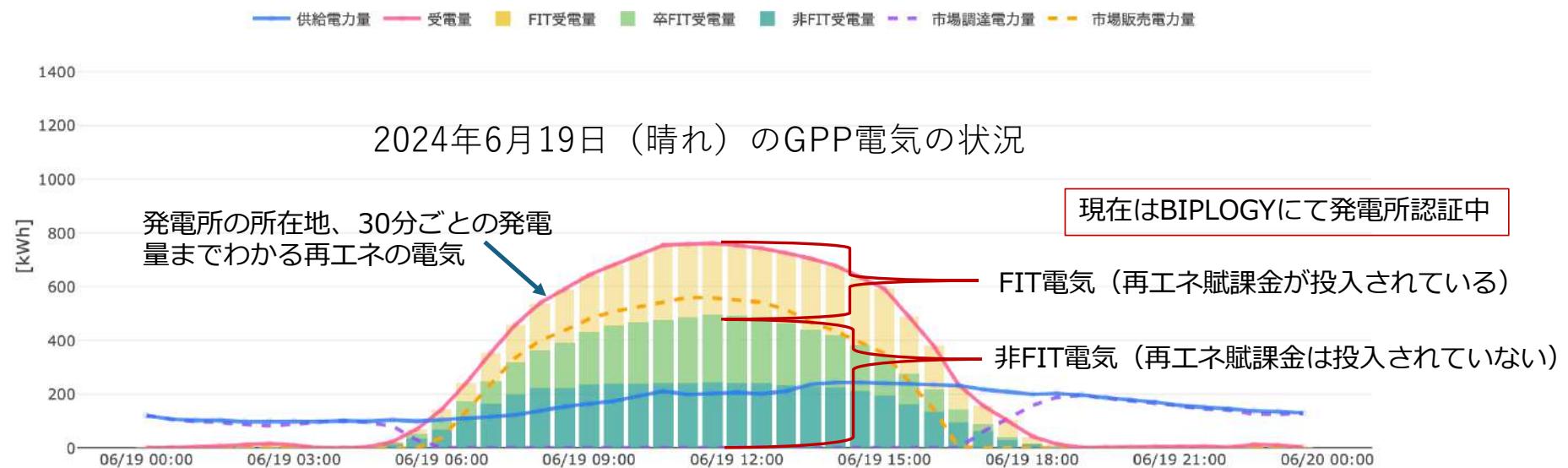
7、本来の環境価値に求められるもの

追加性、トレーサビリティ、大前提としての電源種別とその環境インパクト

トラッキング：非化石価値の属性情報(ex. 電源種、所在地)を非化石証書に付与すること。

追加性：その発電所を作ることで、新たな温室効果ガスの削減を生み出せること。古い発電所には一般的に追加性は認められない。

電源種別：再エネに限定。その中でもバイオマスと水力は持続可能な方法で発電された場合にのみ認められる。水素は含まれない。水素は製造において再生可能エネルギーが使われている場合のみ対象になる。



RE100 義務履行方法

- 企業は以下6つの方法からRE100の達成方法を選ぶことができる。
- 複数の方法を組み合わせることが多い。

RE100の達成方法のメニュー		想定例
自家発電	1. 企業が 保有する発電設備 による発電	工場での自家消費用PV 再エネ発電事業
	2. 企業の敷地内に設置した 他社が 保有する設備 からの電力購入	オンサイト発電を委託し、その電力を購入
	3. 企業の敷地外に設置した発電設備から 専用線 を経由して直接購入	工場や拠点周辺の地域分散型電源からの調達
	4. 企業の敷地外に設置した発電設備から 系統 を経由して直接調達	発電者とグリッド経由直契約
	5. 電力小売との契約（ 再エネ由来電力メニュー ）	小売電気事業者の電力メニュー
	6. 再エネ電力 証書 の購入 <small>※購入することで再エネを利用したみなすことができる、電力と切り離された証書の利用。 ただし、購買者と証書の再エネ電力発電設備が同じ電力市場(系統)内であることが必要。</small>	グリーン電力証書、クレジット（再エネ）、非化石証書（再エネ）*の購入

対象再エネ：太陽光（熱）、風力、水力、バイオマス（バイオガスも含む）、地熱

*非化石証書：2018年よりCDP質問書の排出量年次報告で加味される
ため、今後はRE100で認められる可能性が高い

出所 RE100 , RE100 Technical Criteriaを基に環境省作成

フ

【参考】RE100における技術要件の改定

第71回 制度検討作業部会
(2022年10月31日) 資料6

- 本年10月24日にRE100における再エネの調達手法などを定める技術要件が改定。
- 再エネの調達手法については、**2024年1月以降に調達する電力**に対し、新たな要件が追加。

需要家の 再エネ調達手法の分類	<ol style="list-style-type: none">1. 再エネの自家発電2. 再エネ発電事業者との直接契約（フィジカルPPAやバーチャルPPAなど）3. <u>電力供給者との契約（グリーン電力商品）による調達（電源特定メニューなど）</u>4. 再エネ証書のみの調達 <p>※その他米国におけるRPSによる調達など一部の国・地域で適用されている調達手法も分類。</p>
上記調達における 追加要件 (2024年1月以降の 調達電力に適用)	<p>新たな再エネ電源への直接的な需要を高め、エネルギー転換を図る事を目的に、再エネ電源からの購入電力については、運転開始日（試運転日）またはリパワリング日から起算して15年以内の電源からの調達が必要。※1,2</p> <p>※1 15年の考え方は、RE100に報告する対象年の1月1日を起点に計算。（例：2025年(1-12月)での再エネ調達では、2010年1月1日以降の再エネ電源由来であることが必要）</p> <p>※2 リパワリングの要件についても別途記載あり。</p>
免除措置	<p>なお、上記の追加要件については、以下の調達の場合であれば適用外。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 再エネの自家発電<input type="checkbox"/> 系統接続のない自営線による再エネの直接調達<input type="checkbox"/> 15年以上経過案件であっても、長期契約のプロジェクトとして当初から参画している案件（対象例：フィジカルPPA・バーチャルPPA、電源特定契約、電源特定した証書のみの調達）<input type="checkbox"/> 2024年1月以前に締結した契約 等 <p>※また、需要家の年間の電力使用量のうち15%までは、上記の15年以内の要件を満たさない再エネ電力や証書の使用が例外的に認められる。</p>

環境価値詐欺！

日本政府は、「環境価値」を「非化石価値」と言う言葉に置き換えて、地球温暖化対策はこれで良いと、世界にゴリ押ししようとしているように見えます。

そのために、日本の「環境価値」は混乱しています。

しかし日本政府の思惑は通用するわけもありません。

「非化石価値」を購入した、あるいは「非化石価値」で作られた電気を購入した企業の製品が世界のサプライチェーンの中で通用するはずもないからです。

日本政府のゴリ押しは、やがて日本の産業界の弊害であることが認識され、産業界に対応が迫られるでしょう。

GPPはその時に向けて、本当の環境価値で作られた電気を作り続けます。

誰が正しく、何が正義か、やがて世界が判断するでしょう。